

## 「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しむ生涯スポーツとなつており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等によつて地域との共存共栄を果たすとともに、ゴルフ産業は我が国を代表するスポーツ産業の一つであり、地域経済にも大きく貢献しているものである。

ゴルフは、昨年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰し、国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツであり、二〇〇〇年の二重の負担となつてゐる。

的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツであり、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行つては恥ずべきことである。

については、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。なお、ゴルフ場利用税の廃止に際しては、ゴルフ場利用税交付金がゴルフ場所在市町村の貴重な財源となつていて、そこに鑑み、ゴルフナーの協力を得て代替財源を確保し、補てんする。さらに、ゴルフ場を活用してゴルフナーに「ふるさと納税」を呼びかけ、ゴルフ場所在市町村の収入増への協力をすすめる。右、決議する。

平成二十九年六月十六日

超党派ゴルフ議員連盟

衛藤征士郎  
額賀福志郎  
細田博之  
山東昭子  
漆原良夫  
下村博文  
竹本直一  
塩尾慶一郎  
谷立郎

事務局次長	幹事會代長	副幹事長	顧問
田原英潔	藤本正信	岸吉	谷衛
西藤容	野本直	竹遠	額甘
藤本利	本聖	橋山下	麻中
本村曾	有博	塩茂	衛
崎木利	敏恭	中河	甘
村賀垣	弘建	甘額	額
生根	太士禎志	谷麻	谷
藤征	士郎明明	衛衛	衛

井神小大武岸吉竹遠橋山下塩茂中河甘額谷麻衛  
上田田西藤 野本藤本本村崎木曾村利賀垣生藤  
原 根 福 征  
貴憲 英容 信 正直利聖有博恭敏弘建 志禎太士  
博次潔男治夫芳一明子二文久充文夫明郎一郎郎  
高青神 片萩後 塩逢鴨稻宮 山金川保高  
橋山山 山生藤 沢下田沢 東子崎岡村  
ひ さ田田 谷  
な周佐 つ光正 一一朋洋 昭一二興正  
こ平市 き一純 立郎郎美一 子義郎治彦

自民党ゴルフ振興議員連盟